

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ罹患時のフローチャート(学生用)

発熱などの風邪症状がみられる。

37.5℃以上の発熱・咳・のどの痛み・くしゃみ・倦怠感・息苦しさ・味覚異常・嗅覚異常などがある場合は、医療機関受診が基本となります。

コロナ陽性だった場合

- ①受診先で、コロナ検査陽性を指し示せるものがあるかを確認してください。
- ②新型コロナウイルス感染者報告の入力
[新型コロナウイルス感染者フォーム](#)

【出席停止期間】

発症から5日間が経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで。

インフルエンザ陽性だった場合

- ①抗インフルエンザ薬を服用したと証明できる書類は破棄せず保管してください。
- ②インフルエンザ感染者報告書の入力
[インフルエンザ感染者報告書フォーム](#)

【出席停止期間】

発症から5日間が経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

※授業に関して相談がある場合は、Canvas LMSから担当教員へ連絡してください。

出席停止(療養期間)が終了し、登校する際

以下の、いずれかの届出書が必要となります。

届出書種類	作成者	添付書類(原本)	注意事項
学校感染症登校許可書	医療機関で記入	不要	医療機関によっては取り扱っていない場合があります。
コロナ罹患届出書	必要事項を自己記入	陽性であるという検査結果を指し示すものと病院の領収書、もしくは診断書。	添付書類の内容・療養期間によっては罹患届出書を受理できない場合があります。
インフルエンザ罹患届出書	必要事項を自己記入	お薬説明書・お薬手帳などインフルエンザの治療をしたことが証明できるもの、もしくは診断書。	

登校に必要な届出書の提出

学生本人から直接、登校に必要な届出書のいずれか1枚と添付書類を、保健室へ提出してください。保健室承認印と受理番号印を付与します。



←フローチャート
二次元コード

届出書を各自でコピーし、欠席した授業の担当教員へ提出。(保健室承認印と受理番号印がない届出書は無効です。)

症状が長引いている場合

発症から5日が経過した時点で症状軽快後24時間が経過しておらず、症状が残っている方は(止まらなくなる咳・倦怠感・頭痛・息苦しさなど)受診した医療機関に相談をしてください。

※療養が長引く場合は学校感染症登校許可証をご提出ください。



各種感染症罹患届について

学校感染症登校許可書や罹患届出書は、学校感染症に罹患し療養したことを証明するもので、受理番号を付与し管理しています。

療養期間は正確に記入し、提出後の訂正は絶対に行わないでください。

教員や教務課などから問い合わせがあった場合には、必要に応じて確認させていただくことがありますので予めご了承ください。